

イギリス保育發達史(二)

白根 孝之

二 一八七〇年より一九〇五年迄の發達

一八七〇年はイギリスで始めて幼児保育に關する事柄が法律的に問題となつた年であり、一九〇五年は更に之に關し教師に對して全國的な條例の發せられた年である。こゝにこの間を一時期として取扱ふ所以である。

(一) 一八七〇年の小學校令とその影響

第一章に見來つた如く、イギリスでは一八七〇年頃までは保育は小學校教育の一部門として行はれて來たといふのが一般の狀勢であつた。たゞモニトリアル・スクールだけは六歳に達した子供のみを收容したのでその豫備的部門としての幼児級は此にはなかつた。更に明確に言へば、十八世紀の後期にイギリスの各地には民間有志の努力によつて各種の小學校が建てられたが、十八世紀に於いては幼児の保育は之は別な學校で行はれてゐた。それが一八三九年の法律で政府が小學校の認可を始めた以後、幼児級は小學校に附屬してその一部分をなすものとして次第に發達して來たのであつた。併し一八七〇年にいたるまでは一般初等教育の發達は極めて不規則で順調とは言へなかつた。然るに一八七〇年に「初等教育令」(Elementary Education Act of 1870) が通過して之によつて教育の問題が始めて眞剣に正式に考へられ出したと言ふことが出来る。そして各地の學校局に教育に關する法令を發する權利が與へられ、五歳から十三歳までを義務制とする

こゝが許された。併し是等の法律は尙ほ多くの例外を許し、絶對的な強制力をもつものではなかつた。

そこで一八七一年にロンドン文部當局によつて一般教育制度を新しい時代の要求を事情に適應させる目的の下に、ハックスリー(Prof. F. H. Huxley)を委員長とする「教育調査委員會」が組織任命された。この委員會は公共小學校教育を便宜上七歳以下の幼児級(infant class)七乃至十歳までの下級(junior class)十一歳以上の上級(senior class)の三階級に分つこゝを勧めてゐる。そしてこの委員會は幼児級の必要を大いに強調し、その理由として「適當に指導された幼児學校は幼兒を種々の悪影響から護り、正しい習慣の養成に力があるばかりでなく、進んでは知育の上でも將來の進歩を大いに促進する」をされてゐる。そして幼児級は原則として男女幼兒級とし、保育には婦人を適當とした。この委員會の案はロンドン學校當局によつて大いに活用され、その後の學校管理の上にかんがりの程度に實現された。

これに少し後れて一八七三年にウェストミンスター高等師範科長のリッゲ Rigg は「國民教育」(National Education)なる一書を公にし、別の見地より當時イギリスに於ける教育改革の意見——特に大都市地方に於ける公學校に關する改革意見を世に問ふた。それによれば初等教育機關の組織は少くも幼兒級・男兒小學校・女兒小學校に區分さるべく、若し要すれば小學校を上下の二級にして上級のみを男女に分つ四區分、更に上下級をも男女に分つ五區分すべきであるとして、幼兒級の必要を明らかにしてゐる。

これ等はいづれも一八七〇年の初等教育令の直接の影響であり、且つ幼兒の保育が初等教育の最初の部門として必要なこゝが漸次明らかになされた證據を見るこゝが出来る。事實上この法令は各地の學校當局による特殊法令を加へて修正補削されて、特に大都市地方の學校では幼兒級の獨立は事實上確立されるやうになつた。その結果、當時まで未だかなりに残存してゐた刀自學校はこの法令の出現と共に急激に減少の傾向をみるやうになつた。

(2) 義務教育年齢の問題

一八七〇年の初等教育令の第七十四條にはイングランド並にウェールズに於ける初等教育は五歳を以つて初まり、之を義務制とするこゝを得る規定されてゐる。一八七〇年に互る迄のイギリスの義務教育制はさうなつてゐたかといふに、一八三三年から六七七年に至るまでに次々に「工場法」なるものが發せられ、又一八六〇年には「鑛山法」が制定されて、勞働に従事する子供の両親及び工場主に對して人道上年保護の立場から義務制を定めてゐたが、その他の一般の両親に對してはその子供に關して何等の義務教育規定がなかつたのである。ところが一八七〇年のこの條令によつて各學校當局は「五乃至十歳までの義務制を敷くべき附加令を發するを得」こされ、更に地方によつては之を十歳以上十三歳まで引上げるを得るこゝにされたが、更に一八八〇年になつてこの「權利」は「義務」に改められ、こゝにイギリス教育史上に義務制が確立したのであつた。一八七〇年に於けるこの法律案に關する議會の議事録を見るに、フォルスター、ディスレーリー等の有名な政治家が枝葉にわたつた異論はあつても全てこの案に贊成してゐる。

一八七二年になつて文部省は五歳を更に引き下げて三歳をもつて就學の最低年限とし、更に三歳以下の幼児をも收容するこゝを地方によつては敢えて妨げないこゝになつた。ハックスリーやリッグ博士によつてなされた主張の代表する當時の一般輿論の反響も見るこゝが出来る。

イングランド及びウェールズ、更にスコットランドの一部も之に含まれていゝが、イギリスに於ける幼児學校は獨特の發達をして來たもので、世界の何處にもこれと類似のものはない。上に述べたやうに一八七〇年代の初からイングランド及びウェールズでは三歳を以つて既に學校に入るこゝを許されるこゝになつた。勿論之は主として都會地に限られて、その爲めの充分の設備の存するこゝが條件とされたが、その他の邊僻の地では五歳をもつて義務教育を強制される傾向が確

立したのである。ヨーロッパのその他の國、イギリス自治領及び北アメリカ合衆國の何れの土地に於いても、三歳から通學させる國はなく、六歳——さらに七歳が限度である。かくして一八七〇年の初等教育條令の通過後は、幼児學校はイギリスの初等教育組織の有機的な一部分となり、比較的獨立した部として特別の教育を受けた教師によつて、七歳以下の幼兒に對する特別の保育が考へられるやうになつた。リッグ博士は上掲の「國民教育」の中で次のやうに言つてゐる。

「ドイツにあつては幼児學校はイギリスの如く初等教育組織の一部ではない。そして通學年齢もイギリスよりも少しおそい。アメリカに於いては幼児學校といふのはまだあまり知られてゐない。イギリスの幼児學校制は、たしかにその教育の一大特異點であり、大きな進歩である。」

又ロンドン學校當局の建築課技師たるロップソン E. R. Robson はその「學校建築」の中で次の様に云つてゐる。

「イギリスの公立小學校の或るものに附屬してゐる幼兒學級はその他の國に於ては存しないものである。この初期の幼兒訓育の機關に對しては他の國は殆んど公の認可を與へてゐないのに反してイギリスに於ては公立小學校の必要なる一部分として行はれ、國民教育組織の一部分、しかもその重要な一部分として行はれてゐるのである。」

(3) 一八七〇年に於ける幼兒學校の設備に關する法令

一八七〇年以後に於てイギリスの文部當局は數度にわたつて學校の設備に關する法令を發布したが、これは十九世紀の後半に於ける幼兒教育の組織及びその機關の充實の上に大いなる光を投げるものであつた。これ等の法律によつて幼兒學校或は幼兒級は小學校を根本的に異なる機關であること云ふ事が原理的に明かにされたのであつた。一八七一年に發せられた「學校の設備に關する規則」の如きは特に幼兒學校の設備について具體的な細かい規定を與へてゐる。即ちこの法律によれば幼兒學校は校舎の一階をもつてこれに當つべく、幼兒の數は一學級八十人を越ゆべからず、若し八十人を越ゆる時は其

學級を二つ以上に區分すべきであるを規定してゐる。

かくの如くにしてこれ等の法律によつてイギリスに於ける幼児の保育はその本質に於て小學校の教育を獨立すべきものである事が次第に明かにされて來たのである。例へば、前記の小學校の設備に關する法律は、實際の設備に關する上の如き規定の他に、かくの如き規定の基礎として、幼児學校は小學校の訓育を教授することを妨害せざるやう、これは別の建物に於て行はねばならないを規定して、両者が教育組織の上で異つた部分を形成するものも考へてゐる。一九〇四年の「公立小學校の設備に關する規程」にいたればこの立場は更に明瞭に現はれて來る。「極めて小さい學校は別にするも、一般に幼児は他の年上の子供と一緒に教室で教へられてはならない。幼児に適用される教授なり訓育の方法は、年上の子供の教授や訓育を擾亂するからである。又幼児級への出入は他の學級を通過しないやうにせねばならない。」

同様の必要は單に當局の法令ばかりでなく二三の學者によつても強調されて來た。例へば前記ロブソンは幼児學校に運動場を進行遊戯場が必ず設へられねばならないとし、更に後者には雨蓋が必要であるとして、この種の設備の創唱者となつた。彼は猶ほ進んで「^{ベビー・ルーム}嬰兒室」の附設を説き、遊戯場の外壁にはガラスの覗き窓を附けて看視監督にあつべし等々言つてゐる。

之を要するに一八七〇年代になるに幼児學校はかなりに普及し、小學校は獨立の、然もその組織の一部分を形成すべきことが略々確立し、従つてその設備の點についてまで論議研究されるやうになつた。

(4) フレーベルの幼稚園とそのイギリスへの影響

イギリスに言はず世界各國に於ける幼児保育の歴史はフレーベル Friedrich Froebel (1782—1852) 彼の幼稚園 Kindergarten、カイルハウ近郊ブランケンブルクに一八三七年に建設された學校の影響をはなれて論ずることが出来ない。

嘗ててコメニユースは六歳以下の幼児の特別の教育の必要なことを指摘し、それは遊戯と銷暇の過程の連続であるから、読み・書きの煩はしい教授を課すべきではない」といふ注目すべき思想を發表した (Informatorium der Mutterschule 1833)。フレーベルはコメニユース、ペスタロッチ、ルソーの思想に影響された點が少くないが、かくの如き思想を始めて實現した人である。彼は幼児の自然的特質に基礎を置いて、家庭に於いて母と乳母から與へられる愛育を補ふことをもつて、幼児保育の目的とした。これは幼児を植物に譬へ、教師を園丁になぞらへた Kindergarten の名に既に明かである。フレーベルは六歳までの幼児に對して、組織的に考へられた遊戯を基礎とする保育機關の組立てをその目的とし、彼の「幼稚園」は家庭の教育的機能に代らんとするものではなく、むしろこれを補ふことを目的とするものであつた。

然しフレーベルのイギリス幼児保育に對する影響は、直接的には勿論間接的にも一八五〇年頃までは知られてゐない。一八五四年にロンドンの「皇室文藝院」Royal Society of Arts の主催の下に教育展覽會が開催されたが、その折ハムブルクのロンゲ夫人 Frau Ronge が來會してフレーベル式設備、器具を展覽に供し、且つフレーベル主義の講演を行つたのが、イギリス教育界にフレーベルに對する關心が起つた動機となつてゐる。同年視學ミッチェル Inspector H. Mitchell はこの展覽會に關する一般的報告に於いて、當時のイギリスに行はれてゐた幼児學校の實情を攻撃非難した後、フレーベル主義こそは、その實行に多大の努力を要するに共に、又最も幼児に適した保育法であることを大いに強調する所があつた。曰く「フレーベル」の方法は、子供を眞に子供として取扱ひ、自ら考へることを教へる。子供らしい玩具も最も自然な方法で、自らの思想を表現し、物語り、又他人の話聞くことを教へる。この原理の最も大きな特色は「作業」にある。殆んど教授は行はれない。子供達は單に自ら生み出すやうに導かれる (Minutes of Committee on Education, 1854)。これによつて幼児教育の正統的理論が始めてイギリスに移入されたのである。而してこれが上下の賛同共鳴を得て、迅速

に各地に擴まつて行つたことは、翌一八五五年の「委員會報告」に於いてミッチェル氏は「レーケンハム州のセント・マークスに於いて優れた婦人の下にフレールベル主義の行はれてゐる幼児學校」のことに觸れてゐるのもわかる。

一八八五年には彼の有名なチャールズ・ディッケンズ Charles Dickens が「家庭雜誌」の中でフレールベル主義を大いに發展させ、これが大きな宣傳となつたことは疑ない。一八六〇年にはロンドンのグレース・ロードに於ける「幼児學校組合」が經營する「模範學校」にフレールベル法が取り入れられた。一八七〇年にもなれば「幼稚園運動」はかなりに廣くイギリスの各地に普及し、ベッドフォード、バーミンガム、マンチェスター等にフレールベル主義による私立保姆養成所が建てられるにいたつた。イギリスに於ける「フレールベル協會」は一八七四年に創立され、七六年から試験を開始した。公立の保姆養成所は一八七四年に「イギリス内外學校協會」 British and Foreign School Society がストックウエルの師範大學と協提して建設された。一八八四年にはこの協會の手でサフロン・ウォルデンに「幼稚園保姆養成所」が建てられた。

一八七一年以後になるミイギリスの各地方の學校當局がいつも争つて「幼稚園」の組織と方法とを取入れた。この年ロンドンの學校當局はその「幼稚園令」の中に「例へばドイツ、スエーデンの幼稚園に行はれてゐる如き手と眼とによる簡単な教育方法を採用すべし」といふ一句が挿入されるやうになつた。

一八七三年にロンドン學校當局は幼稚園運動の指導者を任命し、翌年その手で保姆養成の講習會を組織せしめ、更に翌年にはこれに保姆免狀の下附權を與へた。

併し全ての新しい主義や運動の場合と同じく、フレールベルの幼稚園運動も當初はその外的機械的な方面のみが盛に移入されて、眞の内面的本質は容易に理解されなかつた。前記のロンドン學校當局に任命された運動指導者も當局への報告に於いてこの點に觸れて、まだ幼稚園運動の眞精神はイギリス幼児學校の中に完全に取入れられたと言ふことはできない。

教師自身それは幼児保育に於ける原理であるこを見逃して、フレーベルの方法を一つの科目として考へてゐる傾向がある、と言つてゐる。フレーベル式設備、器具は他の地方學校當局や私立學校によつて、一八七〇—一八〇年代にわたつて次第に多く取入れられたが、いづれも眞のフレーベル方法よりはその精神に於いてかなりに距つた單なる機械的形式的模倣に陥る傾向があつた。一八八二年文部省から各督學官に發せられた廻狀にも次のやうに言つてゐる。「幼稚園の方法の單なる恩物や機械的方法を取入れたゞけで、手・眼・知性・徳性に於ける眞の陶冶を忘れるなら、何らの益もないであらう。」この事情は當時政府より補助金交附を求めするために幼児學校の設備を體裁を整へるさいふ必要から起つた點も多々あり、一八三三年に於ける廻狀は特にこの點に就いて注意を喚起してゐる。その一面に於いてはフレーベルの眞精神と眞意義の價値は充分に認められ、各種の文獻にその眞の運用をいかに重視したかさいふこゝが残されてゐる。例へば一八八五年に發せられた教育條令には「幼児はその年齢に適應した訓育を施さるべきである」こ規定され(第一〇八條)、更に一八八九年の條令に於いては「年齢を能力に應じた」こ補正されてゐる。

(5) 一八九一年以後に於ける保育思想の發達

フレーベルの流れを汲む幼稚園運動は、幼児の精神的發達・趣味性・興味・欲望等の特質に關する正確なる智識の必要なるこを次第に意識して來たこは、前章に述べた通りであるが、幼児教育に對する正しい方法の確立さいふこは更にますますその必要が痛感され、一般の注意を引く問題になつて來た。幼児保育に關するこの新思想の影響は、十九世紀の末葉から十九世紀の始にかけて文部省から發せられた法令その他の文書の上に明らかに反映してゐる。例へば一八九一年二月六日づけの「督學官指示書」(Instruction to Inspectors)の第五條、第六條はこの點に於いて著しい進歩を示すものこ見ることが出来る。即ちその第五條に於いては幼児學校の學科の時間配當、その種類及び特質が考察され、更に

幼児保育の對象は特別に細かい注意を必要とするこゝが述べられてゐる。曰く

「それ故に、如何なる場合にも一つの科目に充當される時間は三十分を越ゆべからざるこゝを必要とする。普通二十分をもつて原則をすべきであらう。そしてこの時間は各級に應じて異なるべきもので、^{ベビーシッター}嬰兒級にあつては實際の課業は十五分間を適度とする。各科目の間には休憩の時間、唱歌の時間をおく。最下級では課業は子供に親近な動物や事物から始め、各年齢に應じていろ／＼を趣を變へ、且つその課業に相應しい唱歌や物語を點綴すべきである。子供達の自發的活動、共同的作業は保育の中心であつて、これによつて課業を生彩あるものとするべきである。」

この規程は現行のものよりも短時間の課業を勧めてゐるが、その保育思想に於いては數年以前のものと比してはるかなる進歩が見られる。たゞイギリスの保育に現在も色濃い教育的要素が既にこの時代にも存するこゝが知られる。

一八九三年に「幼児學校に於ける訓育を教育に關する廻章」が文部省から各視學官に向けて發せられたが、これによれば更に著しい進歩の跡が見られる。この廻章はその後一九〇五年に文部省から出された「教師指針 (Suggestions for the consideration of Teachers)の第一冊中に殆んど文字通りそのまゝに活かされてゐるが、そこにはイギリスの幼児保育史上當局の保育思想に印せられた一大進歩の跡を示すものである。

この廻章は先づ、文部當局は將來幼児保育事業に於けるフレールベル的方法の充實の上に更に多くの支助を獎勵を與へる方針であるこゝを聲明し、こゝ數年間に於いて保育活動はかなりに著しい改變を受けたと言つてゐる。そして最下級への入學者數も全國的に著しく増加して來てゐるので、四年間の課程は將來原則的なものとして確立されるべきであるとしてゐる。

「初期幼児の教育に於いては次の二つの根本原理を特にその基礎として遵守せねばならない。

(1) 幼児の自發的活動性をよく理解し、これを教師は正しい方向に差し向けてやらねばならない。

(2) 幼児の全能力の調和せる完全なる發展を主眼とすべきである。教師が特に注意を拂ふべきは次の諸點である。幼児の運動慾——即ち子供は常に活動を欲してやまないものである。而してこれが健全なる身體的發達の基礎をなすものである。第二は官覺特に視覺と觸覺との活用である。第三は子供の發する質問である。これは人間の知識の芽生えでありその將來の發展の母胎である。これ等の慾望は三者いづれも同時に發展せしむべきであり、又適當な制限内に置いて指導整理すべく、それぞれの段階に於いてそれ自身完全なる子供たらしめることを旨とせねばならない。」

この原文によつて知られる如く、子供の自發活動の尊重、視覺・觸覺に訴へる作業の重視、調和的發展等の保育原理は既にこの頃になればイギリスの保育界の根本原理として公的に確立せしめられたと見ることが出来る。この廻章は更に進んで、從來是等の原理には充分の注意が拂はれてゐなかつたこと、從來の保育は幼稚園をもつて「玩具と暇潰し」の場所と考へてゐたこと、イギリスの保育學校はフレーベル的方法の知育的反面を見逃してはならないと言つてゐる。

次には各科目の統合といふ點を強調し、凡ての遊戲・作業は一つの理念によつて相互に統合されねばならないこと、この點に視學官は管轄下の教師の注意を喚起すべきであるとしてゐる。併し乍らこの點は、後に詳しく觸れる如く現代のイギリス保育ではかなり變つて、教科の統合といふことは現在ではさして重要視されてゐない。

更にこの廻章は作業なり科目なりの單なる繰り返しは無意義であるとして、之に警告を與へた後、從來繪や花が多く取入れられたのは學校に楽しさ喜ばしささを添へるものとして將來もこれを奨めてゐる。「美しい繪や花や植物は度々、多量に綴を飾つて、會話の題材にすべきである。」次は幼児の表現に就いてある。幼児は自ら知れること、知らんことを欲すること、自ら考へることを、自由に表現すること、を許されねばならない。次に知育に關しては次の如き規程がある。「幼児

學校に於いては初歩的の學科は正しい方法で教へるこゝによつていろいろの形をきり得るであらう。例へば讀方は繪や積木を使用して教へ得るし、書方は幼稚園に於いては圖畫の形で行はれ得る。又いろいろの作業、遊戲を關聯して數の基本的觀念を養ふこゝが出来らるであらう。」

尙ほ、一八九〇年頃までは小學校の成績の如何によつて政府の與へる補助金が決定されたし、又視學官は個々の學校の生徒に就いて試験を行つたものであつたが、此の頃からかうした事は次第に廢止されて行つた。これが又幼児學校の健全なる發達に資した點が少くない。本文の第一編に於いて述べたやうに、その當初以來イギリスの保育に著しい特色であつた知育的、教育的色彩——それは今日でも或程度まで認められるが——かゝる事情と共に次第に緩和されるやうになつた。即ち小學校上級が幼児級に對して一定の程度の三學の知識を要求する必要がなくなつたからである。

(6) 結語

上に見たやうに、一八七〇年の教育條令は五歳をもつて入學の年齢を定め、更に一八七二年の法律は三歳をもつて就學最低限度として認めるこゝになつたが、それ以來三歳、五歳といふ年齢は教育行政上重要な意義をもつやうになつて來た。それ以來幼児學校又は幼児級を三乃至五歳の「年少幼児」(Younger infants, or babies)の五歳乃至七歳の(年長幼児)(older infants)の二に區分するのが教育上の習慣となつて來た。一九〇五年文部省から發せられた前記「教師指針」にも、又一九二七年の最近の「教師指針綱要」 Handbook of Suggestions for Teachers にも名稱だけは少し異つてゐるが、この區分が踏襲されてゐる。現在では五歳までの段階は“preliminary or nursery stage”と呼ばれ、五歳以上は“infants stage”の言はれてゐる。

一八七〇年の條例の通過以來イギリスの學校に入學した五歳以下の幼児の數、同年齡の一般幼児全數、その百分比を示

年 度	就 學 者	全 數	百 分 比
一八七〇年	二七五、六〇八	一、一七九、二二八	二四・二
一八八〇年	三九三、〇五六	一、三三九、八二六	二九・三
一八九〇年	四五八、二六七	一、三七七、八一八	三三・二
一九〇〇年	六一五、六〇七	一、四二八、五九七	四三・一
一九一〇年	三五〇、五九一	一、五四〇、五四二	二二・七
一九二〇年	一七五、四六七	一、一四七、六八五	一五・三
一九三〇年	一五九、三三五	一、二一三、〇〇〇	一三・一

育委員會の報告書に於いても、視學官シャープは産業都市の貧困街の學校は、日中工場に働らく母親のために必らず「幼児級」を設くべきことを強調してゐる。その他一八九一年の「視學達示」、一八九三年の「廻章」にも同様の點に就いて特に指示する所があつた。これを要するに一九〇五年にいたる第二の時期に於いては、イギリスの保育はその思想に於いても、特にフレibelの影響によつて大いに充實進歩し、法令上も制度を確立し、その實際に於いてもかなり多くの幼児を收容して實績を擧げた時期であつた。

せば次の如くである。

これによつて見ればかなりの消長は免れないが、概して多數の幼児が三歳にして幼児學校に入つてゐるこゝが知られるであらう。

一八七一年以來次々に發せられた法令の條文には三乃至五歳までの「年少幼児」に就いて特に注意を拂つてゐるものがある。その一例を擧げれば一八八八年の教